



平成 19 年 1 月 15 日

各 位

会社名 セントケア株式会社
代表者名 代表取締役社長 村上 美晴
(J A S D A Q ・ コード番号 2 3 7 4)
問合せ先 取締役管理部長 関根 竜哉
(TEL . 0 3 - 3 5 3 8 - 2 9 4 3)

「定款の一部変更（商号等）」の詳細確定に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 9 月 13 日に発表いたしました「持株会社体制への移行に伴う会社分割ならびに定款の一部変更（商号等）」に関するお知らせにより、平成 19 年 2 月 28 日開催予定の臨時株主総会に、定款の一部変更について付議いたしますことをお知らせいたしましたが、平成 19 年 1 月 15 日開催の取締役会において、定款変更内容の詳細が確定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 平成19年4月1日付で会社分割（吸収分割）により持株会社体制へ移行することに伴い、第1条（商号）および第2条（目的）につき所要の変更を行うものであります。
- (2) 上記変更に伴う条数の繰り下げ等、条文の整備および一部字句の修正を行うものであります。
- (3) 本定款変更の効力は持株会社体制への移行と同時に発生することとするため、附則第5条を設けるものであります。

2. 臨時株主総会開催予定日および定款変更の条件

本件は、平成 19 年 2 月 28 日開催予定の臨時株主総会において第 8 号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、平成 19 年 4 月 1 日に効力が生じるものといたします。

3. 新商号

セントケア・ホールディング株式会社

(英文名 S A I N T - C A R E H O L D I N G C O R P O R A T I O N)

4. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、セントケア株式会社と称し、英文ではSAINT - CARE CORPORATIONと表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売等の居宅サービス事業の経営及びコンサルタント業</u> 2. <u>夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護等の地域密着型サービス事業の経営及びコンサルタント業</u> 3. <u>介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売等の介護予防サービス事業の経営及びコンサルタント業</u> 	<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、セントケア・ホールディング株式会社と称し、英文ではSAINT - CARE <u>HOLDING</u> CORPORATIONと表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>各種事業を営む会社の株式又は持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配・管理及び経営指導</u> 2. <u>前号に定める会社への事業開発・企画等の提供</u> 3. <u>企業に関連する投資、金銭の貸付、合併、買収、統合、売却及び事業譲渡に関する企画、指導、仲介及び斡旋</u>

現 行 定 款	変 更 案
4. <u>介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護等の地域密着型介護予防サービス事業の経営及びコンサルタント業</u>	(削 除)
5. <u>居宅介護支援事業及び介護予防支援事業</u>	(削 除)
6. <u>介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等の施設サービス事業の経営及びコンサルタント業</u>	(削 除)
7. <u>地域支援事業、包括的支援事業(地域包括支援センター)、保健福祉事業の経営及び受託</u>	(削 除)
8. <u>障害者自立支援法に定める居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助等の障害福祉サービス事業の経営及びコンサルタント業</u>	(削 除)
9. <u>障害者自立支援法に定める相談支援事業、自立支援医療事業及び移動支援事業並びに地域活動支援センター及び福祉ホームの運営並びに受託</u>	(削 除)
10. <u>高齢者及び障害者に係る介護・福祉サービス事業の受託</u>	(削 除)
11. <u>家事・介護に係る日常生活の援助及び代行業並びに外出の付き添いに係る援助業務</u>	(削 除)
12. <u>高齢者、病人及び心身等の障害者の移送の請負</u>	(削 除)
13. <u>健康機器、介護用品器具の販売輸出入及びレンタル・リース業</u>	(削 除)
14. <u>土木工事及び建築工事の設計、監理、施工及び請負</u>	(削 除)
15. <u>内装仕上工事及び外装工事(左官工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、塗装工事、防水工事等)の設計、施工及び請負</u>	(削 除)
16. <u>病院、養護老人ホーム、有料老人ホーム、ケアハウス、在宅介護支援センター、リハビリテーション及びトレーニング施設等の経営及びコンサルタント業</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>17. <u>在宅介護サービス事業のフランチャイズ形態による経営並びに経営指導</u> (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>4. <u>介護サービス事業のフランチャイズ形態による経営及び経営指導</u></p> <p>5. <u>不動産の売買、賃貸借及びその仲介、管理等に関する業務</u></p> <p>6. <u>建設業(土木工事、建築工事、大工工事、左官工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、内装仕上工事、建具工事、塗装工事、防水工事)に係る建設・設備工事の設計、管理、施工及び請負</u></p> <p>7. <u>健康、医療、介護、福祉に関する商品及びサービスの販売並びにその仲介、斡旋及びコンサルティング</u></p>
<p>18. <u>福祉事業に関する資格(訪問介護員・居宅介護支援専門員・介護福祉士等)取得のためのセミナー開催及びコンサルタント業</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>19. <u>福祉、医療、健康、生きがい等に関するセミナーの開催及びコンサルタント業</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>20. <u>カルチャースクール、老人向け遊戯施設及び会員制老人クラブの経営</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>21. <u>スポーツ、旅行及び催し物の企画・運営</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>22. <u>飲食店の経営</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>23. <u>弁当、加工食品及び加工調理食品の販売及び宅配業</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>24. <u>健康食品、食品及び日用品雑貨の販売及び輸出入</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>25. <u>損害保険代理業</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>26. <u>労働者派遣事業及びコンサルタント業</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>27. <u>有料職業紹介事業及びコンサルタント業</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>28. <u>教育研修・採用に係るイベントの企画、運営</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>29. <u>集合住宅の管理・運営</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>30. <u>一般乗用旅客自動車、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>31. <u>自動車の販売及びリース業</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>32. <u>寝具、衣類等の販売及びクリーニング業</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>33. <u>美容院・理髪店の経営</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>34. <u>コンピューターシステムの開発、構築、販売、運用、管理及びコンサルタント業</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>35. <u>コンピューター及びその周辺機器の販売</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>36. <u>コンピューターソフトウェアの開発、販売</u></p> <p>37. <u>情報処理サービス業</u></p> <p>38. <u>インターネットのホームページの作成、管理運営及びコンサルティング業</u></p> <p>39. <u>データ入力業務</u></p> <p>40. <u>出版業</u></p> <p>41. <u>電話による事務連絡の取次サービス業務</u></p> <p>42. <u>データベースの作成及び提供業務</u></p> <p>43. <u>薬局の経営</u></p> <p>44. <u>フランチャイズによる薬局の経営指導</u></p> <p>45. <u>薬局の開設または経営に関する情報の提供、研修の企画運営及び経営コンサルティング</u></p> <p>46. <u>医薬品、医薬部外品、化粧品及び臨床検査薬の販売及び輸出入</u></p> <p>47. <u>医療用具、医療機器、調剤用具、調剤機器及び検査機器の販売及び輸出入</u></p> <p>48. <u>犬猫及び各種ペットの繁殖、輸入、販売、レンタル</u></p> <p>49. <u>動物の飼料、ペット食品、ペット用器具の販売及び輸入並びに製造</u></p> <p>50. <u>ペットの美容、宿泊（ペットホテル）、診療、葬儀埋葬施設の経営</u></p> <p>51. <u>各種ペットの飼育、健康、訓練、美容に関する学校及び会員制クラブの経営</u></p> <p>52. <u>ペットの運動・飼養に関する受託業務</u></p> <p>53. <u>前各号に附帯する一切の業務</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>8. <u>前各号に附帯する一切の業務</u></p>
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条～第4条（条文省略） （新 設）</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条～第4条（現行どおり）</p> <p>第5条 <u>定款第1条及び第2条の規定は、平成19年4月1日から適用する。</u> <u>本附則は、効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>

以 上